

浜岡原子力発電所 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）の  
選任・解任届出書の提出及び必要最低人数の整理結果について

1. 副原子力防災管理者の体制

弊社において、副原子力防災管理者（原子力防災管理者の代行者）については、以下のとおり社内規定に定めている。

① 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画【抜粋】

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者

(2) 副原子力防災管理者

副原子力防災管理者は、危機管理部長をはじめ発電所の技術系所員のうち課長級以上の者から選任するものとする。

(3) 原子力防災管理者の代行等

原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のため、その職務を遂行できない場合は、副原子力防災管理者である危機管理部長、プラント運営部長、発電部長、安全品質保証部長、保修部長、総括管理課長、当直指揮者の順位で原子力防災管理者を代行し、原子力防災組織を統括する。

② 休日・夜間帯における初動体制の社内規定（QMS内）【抜粋】

・ 休日・夜間帯においては、当直指揮者（副原子力防災管理者）のほか、4名の当直者（管理職から選任）を1組として編成する。

・ 原子力災害が発生、または発生するおそれがある場合は、当直指揮者は副原子力防災管理者として原子力防災管理者の職務を代行する。

・ 当直者編成表を作成し、社内関係箇所へ周知する。

2. 副原子力防災管理者の選任・解任に係る原子力防災体制とその運用

副原子力防災管理者（原子力防災管理者の代行者）を選任・解任する場合は、

1. の社内規定に定める要件を満足する必要がある。さらに、副原子力防災管理者の必要最低人数についても考え方を整理し、必要最低人数を満足していることを確認した。

- 副原子力防災管理者は、「24時間365日いかなる場合においても、発電所に1名以上の副原子力防災管理者を確保しておく」こととしている。
- 副原子力防災管理者に関する現状の運用を、平日昼間帯と休祭日・夜間に分けて整理すると下表のようになる。
- 平日昼間帯の副原子力防災管理者として6名を任命するとともに、休祭日・夜間帯の副原子力防災管理者として当直指揮者を確保することとしている。
- 当直指揮者については、法令の要求上7名以上を確保する必要があるとともに、現状では、平日昼間帯の副原子力防災管理者は当直指揮者に任命していないため、副原子力防災管理者の必要最低人数は13名（平日・昼間帯の6名＋当直指揮者7名）となる。

勤務時間	副原子力防災管理者
平日昼間帯	危機管理部長をはじめ発電所の技術系所員のうち課長級以上の者から選任する。現状6名を任命している。
休祭日・夜間	当直指揮者を副原子力防災管理者とする。法令（労働基準法）の要求上、1人が1回/週の頻度でしか従事できないため、7名以上の副原子力防災管理者を任命しておく必要がある。

⇒現状の副原子力防災管理者について、危機管理部長をはじめとする発電所の技術系職員のうち課長級以上の者を選任しており、今回の届出後の副原子力防災管理者の人数は、必要最低人数13名を満足している。また、至近3ヶ月の当直指揮者（副原子力防災管理者）においても運用を確保できており、問題ない。

以上より、今回の副原子力防災管理者解任により人数減となった場合でも、社内規定に定める要件および必要最低人数を十分満足できており、原子力防災体制およびその運用に影響はない。

以 上